

## 道立学校における「いじめによる重大事態」の再調査に係る知事の判断について（概要）

R元. 8. 28 総合政策部政策局総合教育推進室

## 1 再調査に係る知事の判断について

平成30年4月11日に道教委から調査報告書を受領した道立学校における「いじめによる重大事態」については、知事の附属機関である北海道いじめ調査委員会（以下「調査委員会」という。）からの意見を踏まえ、再調査を行わないことを決定。（R元. 8. 23）

## 【上記の理由】

- ・道教委の調査報告書においていじめと認定しているほか、学校や道教委の対応に問題があったことについても言及しているなど、事実解明がなされていること。
- ・道教委及び当該学校では本事案への対応の中でいじめについて再認識し、いじめ再発防止に向けた対策を取ってきており、いじめ防止に取り組んでいくという意味と具体的な取組への着手を確認できたこと。
- ・保護者の「意見書」による再調査要望事項も含め、調査報告書の内容を検討したが、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の第10が示す再調査を行う必要があると考えられる場合に当たらないと認められること。

## 2 経過

時 期	主 な 事 項
平成29年～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害生徒の保護者から、部活動内でいじめを受けているという申立て</li> <li>・当該申立てに基づき、学校が「重大事態発生に係る報告書」を知事に提出</li> </ul>
平成30年4月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道教委の附属機関である「北海道いじめ問題審議会」が調査を開始</li> </ul>
平成30年4月～ 令和元年8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道教委が調査報告書を知事に提出（被害保護者の「意見書」添付）</li> <li>・知事の附属機関である調査委員会による審議（学校訪問、保護者面談等を含め計14回）</li> </ul>

## 3 事案の概要

- ・被害生徒は、平成27年に当該学校に入学、親元を離れ下宿生活を送りながら部活動に在籍していたが、所属している部活動内において加害生徒から誹謗中傷等のいじめを受けた。
  - ▶ 平成27年の夏合宿の夕食時に、加害生徒は他の部員にはデザートを配りながら、被害生徒に対してのみ自分でデザートを取らせたほか、被害生徒が爪楊枝を容器に戻した際、周りにも聞こえるように舌打ちをした。
  - ▶ 夏合宿が終わったころから、加害生徒の被害生徒に対する当たりが強くなっていき、「お前ちゃんとやれや」などの叱責や無視をしたり、「死ね」「キモイ」などと言った。
  - ▶ 平成27年夏から秋にかけての部活動内のトレーニング時、加害生徒が被害生徒の声出しに対し「うるさい」という雰囲気になった。
- ・平成28年、被害生徒が保護者に学校に行きたくないと訴えたことから保護者の判断で実家に帰省させていたが、同年に「抑うつ状態」、翌年に「うつ病」と診断された。

## 4 道教委及び当該学校における主な再発防止策

## (1) 道教委

- ・北海道いじめ問題審議会が作成した本事案の調査報告書などを活用し、スクールカウンセラーや教職員を対象とした研修を実施 など

## (2) 当該学校

- ・部活動の状況も含めて、生徒の抱える課題を教職員が共有する場を月1回以上設定
- ・教育相談週間（年4回）を設定し、それぞれの期間に全ての生徒と面談を実施 など